

亀山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市教育委員会教育長

亀山市教育委員会規則第5号

亀山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(別紙)

亀山市教育委員会規則第 5 号

亀山市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

亀山市教育委員会事務局組織規則（平成 3 0 年亀山市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を削る。

改正後			改正前		
別表（第 3 条関係）			別表（第 3 条関係）		
課	グループ	分掌事務	課	グループ	分掌事務
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
生涯学 習課	社会教育 グループ	[（1）～（9） 略]	生涯学 習課	社会教育 グループ	[（1）～（9） 略] <u>（10）図書館の 管理及び運営 に関するこ と。</u>
備考 表中の [] の記載は注記である。					

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。